

令和3年度 事業計画

令和3年度の事業は、会員の理解と協力の下で、福井労働局、各労働基準監督署の指導を得て、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会、中央労働災害防止協会、県内各労働災害防止団体及び福井県産業技術専門学院等関係機関との連携を密にして、一般労働条件の確保・改善をはじめ、労働災害の防止、労働者の健康の保持・増進に寄与するために以下の事業を展開します。また、公益認定基準の順守について福井県の指導を仰ぎながら事業運営することとします。

1 一般労働条件の確保・改善に関する事業

県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部では厳しい状況が続いているものの、一部では緩やかに持ち直しつつあります。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されています。そのような中、当協会と致しましては、新型コロナウイルスの感染防止に対処しながら事業を進めてまいります。

一方、労働行政では一億総活躍社会実現政策のもとで「働き方改革」が求められていますが、企業の規模、業種、業態により取り組み方法が異なり、有効な方策を見出すのに困難を伴う状況もあります。このため、労働環境の整備に向けた行政課題の周知・啓発はもとより、労働移動による作業安全の確実な確保、適正な労務管理、労働条件確保・改善の取組、女性活躍の推進、仕事と生活の調和実現を図るために以下の事業を実施します。

- (1) 労働基準法等関係法令の周知・啓発、実務相談の実施
- (2) 労働行政施策の説明会の開催
- (3) 人事・労務管理講座等の開催
- (4) 福井県最低賃金の周知・啓発
- (5) 「働き方改革」施策の説明会等の開催
- (6) 外国人労働者の適正管理に関する説明会等の開催

2 安全と健康の確保及び労働災害防止の推進に関する事業

県内の労働災害の動向は、令和3年1月末速報値で、令和2年の死亡者数は5名で5名の減少となりました。休業4日以上死傷者数は859名で前年比13名減で大きな減少は認められておりません。また、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数はここ数年は全国で700件台で推移し、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている状況にあります。県内でも精神障害に係る労災請求件数は令和元年度で19件と過去10年間で最も多くなっています。

このため、本年度が4年目となる「第13次労働災害防止推進計画」の更なる周知・啓発や労働災害防止に向けた自主的な安全衛生管理活動、安全衛生教育等の推進、メンタルヘルス対策の推進等、労働者の安全と健康の確保を図るために以下の事業を実施します。

- (1) 労働安全衛生法関係法令等の周知・啓発、実務相談の実施

- (2) 第13次労働災害防止計画の周知・啓発
- (3) 安全衛生管理活動計画作成の推進
- (4) 安全週間・労働衛生週間説明会の開催
- (5) 安全週間・労働衛生週間パトロールの実施
- (6) 労働安全衛生法に基づく技能講習、特別教育等の実施
- (7) リスクアセスメント研修会等の開催
- (8) 衛生管理者免許試験受験準備講習会の開催
- (9) 衛生管理者等交流会の開催
- (10) 安全衛生優良事業場見学会の実施
- (11) 年末年始無災害運動等の周知・啓発
- (12) 労働安全衛生用品・図書等の斡旋・頒布
- (13) 労働安全衛生に関するビデオ・DVDの整備

3. 労働者の保護に関する事業

- (1) 労働保険未手続事業の加入促進
- (2) 労働保険事務組合の運営
- (3) 労災保険給付関連の実務相談の実施
- (4) 100円労災上乗せ保険の加入勧奨

4. 関係団体との連携

イ. 全国労働基準関係団体連合会

- (1) 会議等への参加
- (2) 事業への協力

ロ. 中央労働災害防止協会

- (1) 会議等への参加
- (2) 全国産業安全衛生大会への参加
- (3) 事業への協力

ハ. 中部安全衛生技術センター

- (1) 福井地区出張特別試験の実施

ニ. 福井県労働災害防止団体連絡協議会

- (1) 協議会の開催
- (2) 福井県産業安全衛生大会の開催

ホ. 福井産業保健総合支援センター

- (1) 会議等への参加
- (2) 事業への協力

5. 組織運営に関する事業

- (1) 協会会員加入の勧奨
- (2) 協会ホームページの充実

- (3) 機関誌「ふくい労基」の定期発行
- (4) ふくい労基教育センターの整備・改善
- (5) 総会、理事会、企画委員会、支部事務局長会議等の運営